

令和6年度 東京都私立高等学校等

授業料軽減助成金(東京都認可私立通信制高等学校)

特別申請のお知らせ

令和6年度の申請受付は10月31日をもって終了しましたが、特別な事情により申請できなかった方等を対象に、特別申請の受付をいたします。

【申請期間】

**令和7年1月6日(月) 9時30分
～1月14日(火) 23時59分**

この時間までに登録を完了させてください。

【特別申請の対象となる方】

- ①通常の申請期間にやむを得ず申請できなかった方
- ②通常の申請期間（令和6年10月1日～10月31日）後に住民税の税額変更等により対象となった方
- ③通常の申請期間後に助成対象となる通信制高等学校へ入学した方

※通常の申請期間に申請を行った方で、特別申請の対象となる場合は、申請前に **11**「お問合せ先」にご連絡ください。

【注意事項】

- ・申請期間を過ぎた場合、受け付けはできません。
- ・授業料軽減助成金は**毎年度(学年1回)申請が必要**です。
- ・電話での問合せ窓口は平日 9:15～17:00 です。
(夜間の問合せは受け付けておりませんのでご注意ください。)
- ・紙の申請書による申請は受け付けておりません。



**LINE 公式アカウント
はじめました。**

お役立ち情報をお届けします♪

- 学費負担を軽減する助成制度の情報
- 申請開始のお知らせ、締切り前のリマインド
- 制度に関する Q&A

**友だち追加は
こちらから！**



1 授業料軽減助成金について

生徒と保護者が都内に住所を有している場合、在学校の授業料(保護者が支払った額)を上限として、国の「就学支援金」と合わせて、最大 26 万 5,000 円(都内私立通信制高校平均授業料相当)まで助成する東京都の制度です。

令和6年度から所得制限がなくなり、申請により、都民の方は所得にかかわらず授業料に対する助成を受けることができるようになりました。

2 申請期間 令和 7 年 1 月 6 日 (月) 9 時 30 分 ~ 1 月 14 日 (火) 23 時 59 分

- ・ 申請受付は毎年度 1 回です。この申請期間を過ぎた場合は受け付けできませんのでご注意ください。
- ・ 授業料軽減助成金(都の制度)は、就学支援金(国の制度)とは**別に申請が必要です。**

3 助成額について

授業料に対する助成制度は、就学支援金(国の制度)と授業料軽減助成金(都の制度)があり、各制度による助成額の内訳は世帯年収によって異なります(下表参照)。

就学支援金の対象となる場合は、上限額 26 万 5,000 円※1 から就学支援金分を差し引いて助成します。

下表のどの区分に該当するかを判別するため、すべての申請者について、課税証明書等による所得の確認を行います。

対象 区分	世帯年収目安※2		各制度及び助成額※1		算定基準額※3
	所得のある 保護者が 1 名	所得のある 保護者が 2 名			
A	約 910 万円以上	約 1,090 万円以上	授業料軽減助成金(都) 26 万 5,000 円		304,200 円以上
B	約 910 万円未満 約 590 万円以上	約 1,090 万円未満 約 740 万円以上	就学支援金(国)※4 11 万 8,800 円	授業料軽減助成金(都) 14 万 6,200 円	304,200 円未満 154,500 円以上
C	約 590 万円未満	約 740 万円未満	就学支援金(国)※4 ※5 29 万 7,000 円		154,500 円未満

●対象区分 A に該当する方

授業料軽減助成金のみ申請してください。

所得の確認の結果、就学支援金の対象区分 (B 又は C) と判定された場合、就学支援金の申請を行っていないと、上限額 (26 万 5,000 円※1) まで受給できないことがあります。

●対象区分 B に該当する方

就学支援金と授業料軽減助成金のいずれか一方のみ申請している場合、上限額 (26 万 5,000 円※1) まで受給できないことがあります。

●対象区分 C に該当する方

26 万 5,000 円以上就学支援金が支給されるため、授業料軽減助成金は原則対象外となります。

ただし、就学支援金の支給額が 26 万 5,000 円に満たない場合は、申請により、授業料軽減助成金の対象となることがあります。

※1 授業料軽減助成金の助成額(年額)は、就学支援金との合計額が最大 26 万 5,000 円の範囲内で、保護者等が実際に負担した授業料額が上限になります。実負担額によっては各区分で定められた助成額とならない場合があります。また、就学支援金により授業料が全額軽減される場合は、授業料軽減助成金は支給されません。

※2 世帯年収目安は、保護者 1 人にのみ給与収入がある 4 人世帯(夫婦と子 2 人)及び保護者 2 人に給与収入がある 5 人世帯(夫婦と子 3 人)をモデルとした場合です。

- ※3 対象区分は算定基準額または就学支援金の認定結果により判定されます。算定基準額については、[\[5\]](#)「算定基準額の計算方法」をご確認ください。
- ※4 就学支援金の詳細は[\[10\]](#)「ホームページ等のご案内」の（公財）東京都私学財団の就学支援金ページをご覧ください。
- ※5 世帯区分Cの世帯における授業料の負担軽減額（就学支援金の支給額）は、29万7,000円の範囲内で在学校の授業料額（保護者が負担した金額）が上限です。

4 対象となる申請者（保護者等）の要件

対象となる申請者は、生徒の保護者等で下記の（１）、（２）両方の要件に該当する方です。

（１）在住要件

保護者（申請者）と生徒が、令和6年5月1日から申請時まで引き続き東京都内に住所を有している。

（２）在学要件

生徒が申請日現在、東京都認可の私立通信制高等学校に在学している。

〈申請者について〉

申請者は原則、生徒の親権者となります。（親権者がいない場合は未成年後見人、未成年後見人がいない場合は、主たる生計維持者が申請者となります。）

5 算定基準額の計算方法

原則、申請者及びその配偶者の令和6年度の課税証明書・非課税証明書に記載されている「区市町村民税課税標準額」を使用して、下記の計算式により、算定基準額を算出します。

$$\text{算定基準額※1} = \text{区市町村民税課税標準額※2} \times 6\% - \text{区市町村民税調整控除相当額※3}$$

※課税標準額について・・・「課税証明書・非課税証明書」に記載された「区市町村民税課税標準額」の確認方法は以下のURLをご覧ください。

URL: https://www.shigaku-tokyo.or.jp/kazei_hyojungaku.html



- ※1 申請する保護者等の生徒が早生まれであり、扶養控除の適用が同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（平成20年1月2日から4月1日生まれの生徒が該当）は、当該早生まれの生徒の判定に用いる課税標準額から33万円を控除した金額を用いて算定基準額を算出します。
- ※2 令和6年度の課税証明書を使用
- ※3 調整控除相当額について
- ・所得のある保護者等が1名のみの世帯又は保護者等2名に所得があり、配偶者控除を受けている世帯＝1,500円
 - ・保護者等2名に所得があり、配偶者控除を受けていない世帯（配偶者特別控除を受けている世帯を含む）＝3,000円

6 申請スケジュールの流れ

- （１）令和7年1月6日～14日 : 申請期間
- （２）令和7年2月 : 財団及び学校での審査
(不備等があった場合、訂正依頼メールを送ります。)
- （３）令和7年3月 : 結果通知（メール）・助成金振込



不備の訂正依頼や結果通知は、登録いただいたメールアドレス宛に送ります。
必ずメールを確認してください。

7 申請に必要な書類

申請はオンラインです。以下の書類の画像を申請時にアップロードしてください。

申請に必要な書類（画像）	対象	発行機関
（１） 住民票 ・世帯全員の記載があるもの ・続柄の記載があるもの ・令和6年5月1日以降、申請日前3カ月以内の発行のもの ・マイナンバー（個人番号）の記載がないもの	全ての申請者	区市町村役所
（２） 所得及び扶養状況等を証明する書類 ※a)、b) のいずれか a) 生活保護受給証明書 ・生徒及び申請者（保護者）の世帯全員が生活保護の対象となっている旨の記載があるもの ・申請日前3カ月以内の発行のもの b) 令和6年度 課税証明書、非課税証明書 ・生徒の扶養の記載があるもの（名前の記載は必要ありません） ・扶養人数（内訳）の記載があるもの ・申請日前3カ月以内の発行のもの ・申請者及びその配偶者のもの（親権者2名の場合は2名分必要です。配偶者に収入がない場合は非課税証明書をご提出ください。） ※「源泉徴収票」「納税通知書」「特別徴収税額決定通知書」は受付できません。 ※扶養の申告漏れがある場合は、修正申告後に課税証明書・非課税証明書をアップロードしてください。 ※令和6年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」をアップロードしてください。 海外に赴任している方について 都内居住の申請者（保護者）の「課税証明書・非課税証明書」をアップロードしてください。 個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、11「問合せ先」へご相談ください。	生活保護を受給している方 福祉事務所 生活保護を受給していない方 区市町村役所	福祉事務所

8 オンライン申請の方法と申請手順

下記URLの「申請受付サイト(授業料軽減助成金及び奨学給付金オンライン申請システム)」にアクセスして、授業料軽減助成金の申請をしてください。

※授業料以外の教育費負担を軽減する制度「奨学給付金」の申請も行う方は、奨学給付金の申請に必要な書類も一緒にご準備ください。

詳細は、奨学給付金の「特別申請のお知らせ」または **10**「ホームページ等のご案内」奨学給付金ページをご確認ください。

【申請受付サイト】

授業料軽減助成金 及び 奨学給付金オンライン申請システム

<https://shigaku-tokyo-k.my.salesforce-sites.com/>

【申請マニュアル】

授業料軽減助成金ページ(私学財団 HP)に掲載

https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo.html



申請受付サイト



申請マニュアル

申請前にご準備ください

①スマートフォンまたはパソコン

②メールアドレス

申請手続きの完了や審査結果の通知が届きます。

また、申請受付サイトのユーザ ID としても使用します。

(1) オンラインで授業料軽減助成金または奨学給付金を

申請したことがある方

最初に登録したメールアドレスをご準備ください。(メールアドレスを変更していてもユーザ ID は変わりません。通知が届くメールアドレスのみ変更されています。)

(2) 初めて授業料軽減助成金のオンライン申請を行う方

(上記以外の方)

キャリアメール(携帯会社提供メール)以外のものを登録してください。(URL 付メールを拒否する設定が多く、その場合、こちらからのメールを受信できません。)

※迷惑メール設定等を行っている場合、

「shigaku-tokyo.or.jp」からのメール受信ができるように設定してください。

③在学している学校の情報

「学校名」「学校所在地」「課程(通信制)」

④生徒、申請者の情報

「生徒の入学年月」「住所」等

⑤申請に必要な書類(7 参照)

⑥申請者名義の振込口座情報

⑦就学支援金申請システム(e-Shien)の

ログインID及び就学支援金受付番号

※⑦は5月末までに就学支援金を申請されている方のみ必要です。

※e-Shien のログイン ID は、授業料軽減助成金及び奨学給付金オンライン申請システムのユーザ ID とは別のものです。

・「e-Shien ログイン ID」: 学校から配布された通知書記載の8桁の数字

・「就学支援金受付番号」: e-Shien にログイン⇒「認定状況」の表示をクリック⇒「審査結果情報」に記載された R から始まる15桁の数字

※e-Shien の ID、受付番号がご不明の方は、学校へお問い合わせください。

【注意事項】

・申請受付サイトのユーザ ID は、就学支援金申請システム(e-Shien)とは別のものです。

・申請の所要時間は30分程度です。また、申請の入力ステップは 1~5 まであります。

ステップ4まで進むと「一時保存」ができます。

・申請開始直後はアクセスが集中して、繋がりにくい場合がございます。時間をおいてお試しください。

・スマートフォン、パソコンによる申請の詳しい操作方法は、「[申請マニュアル](#)」をご確認ください。

・オンライン申請受付は、令和7年1月14日(火)23時59分が期限となります。

期限を過ぎると申請内容の入力ができなくなります。必ず期限内に登録まで完了させてください。



申請手続きの流れを説明します。

オンラインで授業料軽減助成金または 奨学給付金を申請したことがある方

■マイページへのログイン

「ユーザ ID のある方」ボタン(オレンジのボタン)からユーザー名(ユーザ ID)とパスワードを入力してマイページにログインしてください。

**ユーザー名(ユーザ ID)はメールアドレスの
後ろの「.phs」が不要になりました。**

※メールアドレスを変更した方は、最初に登録したメールアドレスがユーザ ID です。

※パスワードをお忘れの方は、「パスワードをお忘れですか?」にユーザー名を入力してパスワードの再設定を行ってください。

初めて授業料軽減助成金のオンライン申請を行う方

■ユーザ ID の発行

「(新規の方)申請開始」ボタン(緑のボタン)からメールアドレスを入力して、ユーザ ID の発行を行ってください。

※キャリアメール(携帯会社提供メール)以外のものを登録してください。(URL 付メールを拒否する設定が多く、その場合、メールを受信できません。)

入力したメールアドレスに認証コードが書かれたメールが届きます。

認証コードを入力したらユーザ ID 発行メールが届きます。記載された URL からパスワードの設定を行ってください。

ユーザ ID とパスワードは必ず控えておいてください。

申請開始

- マイページにログインしたら、初めて申請を行う生徒については各種申請欄内の「新規申請」ボタンを押してください。
- 令和5年度以降、オンライン申請を行ったことがある場合、生徒名欄に申請する生徒の名前が表示されますので確認の上、「申請受付」ボタンを押してください。各ステップに以前登録した情報が表示されます。令和5年度の内容を変更する場合、各ステップで修正してください。

ステップ0 利用規約・サイトポリシー の同意確認

画面に表示された内容をご確認いただき、「利用規約に同意します」にチェックを入れ、次のステップに進んでください。

ステップ1 学校情報の登録

在学している学校の情報、就学支援金情報を画面に沿って入力してください。

①学校の情報

学校名、学校種別(高等学校)、課程(通信制)、学校所在地(都道府県)、学年

②就学支援金情報※

就学支援金の申請有無・就学支援金ログインID、就学支援金の受付番号

※就学支援金情報は生徒が都内の学校に在籍し、5月末までに就学支援金を申請した場合、入力が必要です。

ステップ2 メールアドレスの確認

通知用のメールアドレスに間違いがないか確認してください。

※メールアドレスを変更したい場合は、マイページに戻って「連絡先変更」からメールアドレスを変更してください。

ステップ3 申請情報の登録

生徒、申請者(保護者)の情報、所得状況等、振込先となる口座情報(申請者名義のもの)等を、画面に沿って入力してください。

①生徒の情報(入学年月、寮在住、生徒氏名、生年月日)

②保護者の情報(保護者氏名、生徒との関係、住所、自宅電話番号、日中連絡先)

③所得状況等(所得状況、所得の証明書提出内容について)

④他の道府県等からの補助状況※(補助組織名称、授業料総額、補助/減免額)

※他の道府県、区市町村から授業料の補助や免除を受けている場合のみ入力が必要です。

⑤振込先口座情報(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人)

ステップ4 奨学給付金の申請登録

ステップ3で、世帯の所得状況を「生活保護世帯」または「住民税が非課税・均等割のみの世帯」と選択した場合のみ、奨学給付金の申請画面が表示されます。上記の世帯で申請を希望される場合は奨学給付金の申請も同時に行ってください。

※奨学給付金の制度内容や必要書類等は、奨学給付金の「特別申請のお知らせ」または 10「ホームページ等のご案内」の奨学給付金ページをご確認ください。

ここで、**ステップ1～4 までに入力した内容の「一時保存」ができます。**

「一時保存」ボタンを押した後、「次へ」ボタンでステップ5に進んでください。一時保存をした場合は、申請入力の中断ができます。入力を再開する場合は、申請期間中にマイページの「申請再開」ボタンから申請手続きを再開してください。

※奨学給付金対象外の方は、ステップ5に進んでください。

ステップ 5 必要書類の アップロード

画面の **必須** アイコンの表示に従い、**7**「申請に必要な書類」に沿って準備した書類の画像をアップロードしてください。その場で書類の写真を撮影して、アップロードすることも可能です。

※アップロードする書類は1枚ずつ、四隅が見切れないように撮影してください。書類が見切れていると再提出が必要です。

■ 確認画面

入力した内容を確認してください。間違いがなければ「登録」ボタンを押して、申請を完了させてください。入力内容が間違っていた場合、「修正」ボタンで該当ページに戻り、正しい情報を入力してください。

■ 申請完了

申請が完了すると申請手続き完了メールが届きますので、必ずご確認ください。メールが届いていない場合、申請ができていない可能性があります。マイページにログインし、「申請状況」欄に申請データが表示されているかご確認ください。

また、申請いただいた内容や書類に不備がある場合、メールで不備訂正依頼が届きます。不備訂正期限内に訂正されない場合は、交付ができませんのでご注意ください。

【兄弟姉妹の申請をされる方】

マイページの「生徒名欄」を押して、申請したい兄弟姉妹の名前が表示された場合、その生徒名を選択して、「申請受付」ボタンから申請を行ってください。

「生徒名欄」を押しても兄弟姉妹の名前が表示されない場合は、「新規申請」ボタンから申請を行ってください。

※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有します。
個人情報の取扱いについては、申請受付サイトの利用規約・サイトポリシーをご参照ください。

9 Q&A ～よくあるお問合せ～

1. 申請について

Q 1. 今年度、全日制課程から通信制課程に転学しましたが、申請できますか。

A. 申請できます。ただし、今年度すでに全日制課程で申請している場合は申請できません。

Q 2. この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。

A. 併用できます。ただし、「授業料軽減助成金」は、「就学支援金」との支給総額は 26 万 5 千円の範囲内で、保護者が負担する授業料が軽減額の上限になります。学校の制度等で授業料が全額免除されている場合は、対象となりません。

なお、「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。

Q 3. 保護者が海外に赴任しており、「課税証明書・非課税証明書」が入手できません。申請できますか。

A. 都内居住の保護者（親権者等）が別におり、その方が申請者であれば申請できます。申請者の「課税証明書・非課税証明書」をアップロードしてください。海外赴任者の「課税証明書・非課税証明書」は不要です。
個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、詳しくは、**11**「問合せ先」へご相談ください。

Q 4. 生徒の両親以外が生徒を扶養している場合は申請できますか。

A. 生徒の親権者をご申請ください。ただし、ご事情により親権者以外の他の人の収入により生計を維持している場合は、その人が申請してください。詳しくは、**11**「問合せ先」へご相談ください。

2. 申請サイトについて

Q5. 在学する学校名が出てきません。

- A. 学校種別や課程に間違いがないかご確認ください。正しい学校名を入力しても候補が表示されない場合は、**11**「問合せ先」へご連絡ください。

Q6. 昨年度のユーザ ID でログインができません。

- A. 令和5年度は「申請時に登録したメールアドレス+. p h s」がユーザー名（ユーザ ID）でしたが、令和6年度からは「. p h s」が不要となり、「申請時に登録したメールアドレスのみ」がユーザ ID になりました。ユーザ ID に「. p h s」を付けず、メールアドレスのみ入力してください。

Q7. 申請を一時中断したいのですが、入力した内容を途中で保存できますか。

- A. ユーザー名（ユーザ ID）の登録後、ステップ1からステップ4まで進むと入力内容を一時保存することができます。ただし、ステップ1～4の必須項目をすべて入力していないと一時保存できません。また、ステップ5でアップロードした画像は一時保存できません。申請を再開した時に再度アップロードしてください。

その他のQ&Aは**10**「ホームページ等のご案内」授業料軽減助成金ページをご確認ください。
ご不明な点等ございましたら、**11**「問合せ先」へお問い合わせください。

10 ホームページ等のご案内

授業料に関する負担軽減について

東京都 の制度



【授業料軽減助成金】
東京都私学財団 HP

国 の制度



【就学支援金】
東京都私学財団 HP

助成額の目安の確認



【シミュレーションサイト】

授業料以外の学費負担軽減について



【奨学給付金】 東京都私学財団 HP

制度や申請時期のご案内等



【東京都私学財団 LINE 公式アカウント】

11 問合せ先

東京都私学就学支援金センター 授業料軽減担当

☎ 03-5206-7925 【土日・祝日・年末年始(令和6年度は 12/28～1/5)を除く 9:15～17:00】

※時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。

東京都私学財団

検索

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>